

用途地域界明示申請・都市計画道路明示申請の添付書類について

1. 添付書類について

	添付書類	備考
1	申請用紙 (HP掲載)	・ 1部記入のうえ押印をお願いします。
2	位置図 (縮尺自由)	・ 位置図の様式は自由(住宅地図可)ですが、対象地がわかるよう目印等の明記をお願いします。
3	平面図 (裏面参照)	・ 添付する図面は1/100、1/200、1/250、1/300、1/500、1/600等、三角スケールで容易に測定可能な縮尺のものとしてください。 ・ 図面には申請地だけでなく、申請地周辺の公共物(道路等)が記載されているものを添付してください。 ・ 公共物から距離がある場合は、公共物から申請地までの距離を記載してください。 ・ <u>図面は2部添付してください。</u> 内1部に明示の上、返却します。

2. 注意事項

- ・ 申請書に記入・押印のうえ、図面等を添付し提出をお願いします。
- ・ 手数料として350円を都市計画課窓口にてお支払いいただきます。
- ・ 申請から返却まで1週間程期間を要します。
- ・ 原則窓口での受付、返却となりますが、郵送をご希望の方は事前にご相談下さい。
- ・ 郵送で返却をご希望の方は返信用封筒をご用意ください。
- ・ 縮尺にずれが生じるため、メール、FAXでの受付、返却はしていません。
- ・ 審査の結果、追加で資料を求める場合があります。
- ・ 明示可能な図面については裏面を参照ください。
- ・ その他不明な点につきましては下記までお問い合わせください。

お問い合わせ

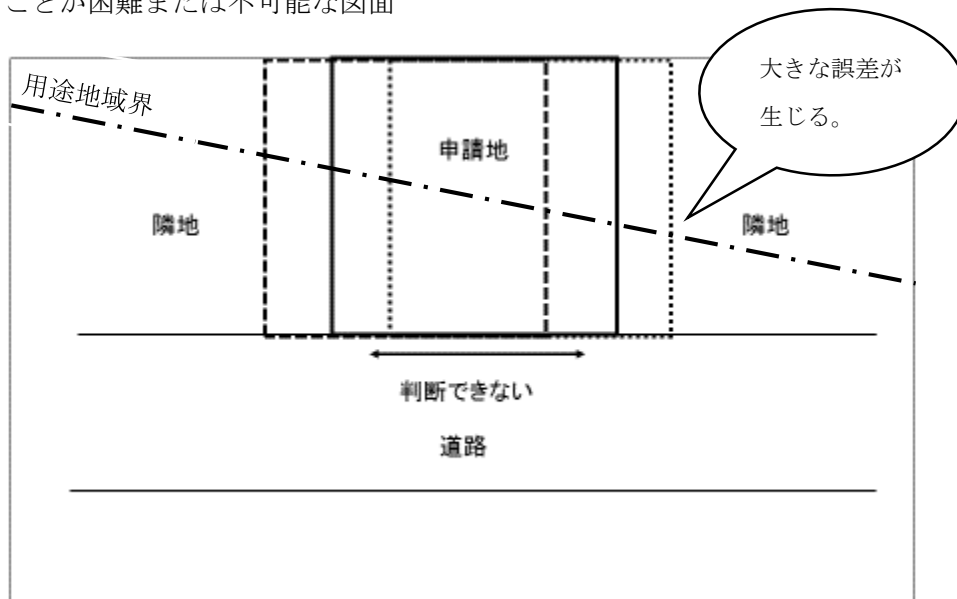
栗東市役所都市計画課

TEL : 077-551-0116 FAX : 077-552-7000

E-mail : toshikeikaku@city.ritto.lg.jp

平面図について

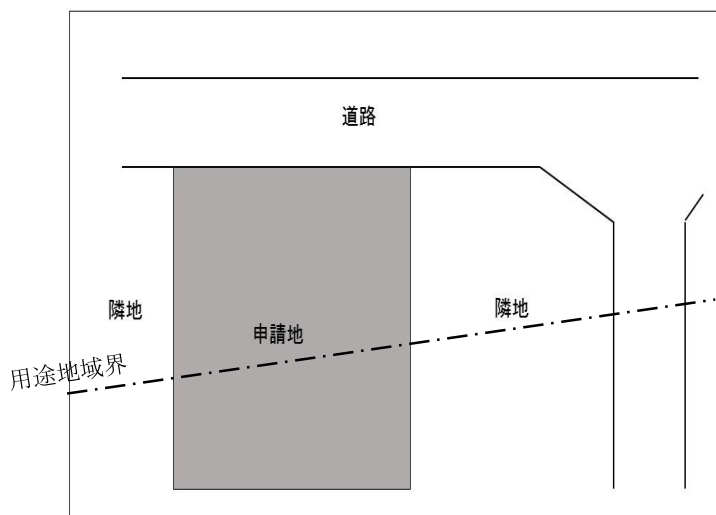
① 明示することが困難または不可能な図面



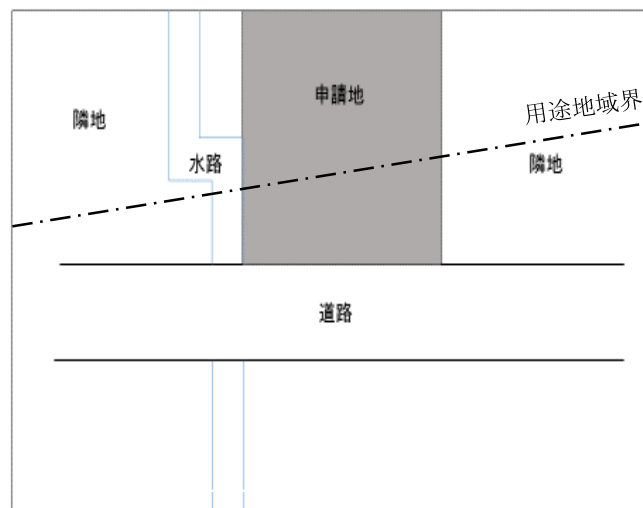
※用途地域界、都市計画道路の明示は、市都市計画課所管の都市計画図を基に明示を行います。

上記の図面では申請地の位置（申請地が都市計画図上のどこに位置するのか）を判断することが困難であるため、明示することができません。

② 明示することが可能と考えられる例



I. 道路の角地が明記されているので、申請地が確定でき、明示ができます。



II. 道路・水路が明記されているので、申請地が確定でき、明示ができます。